現　場　説　明　書

１	工　　事　　名	ジョブカフェぐんま原状回復工事
２	工　事　場　所	入札公告による
３	入札日時・場所	
４	入　札　条　件	群馬県建設工事執行規程による。
５	支　払　条　件	
６	完　成　期　日	令和９年３月２４日
７	質　　問　　書	入札説明書による。
８	工事費内訳書	1）入札時の工事費内訳書の提出については、工事内訳、種目別内訳及び科目別内訳までとする。ただし、入札参加者は発注者から求めがあった場合には、細目別内訳まで提出するものとする。また、工事内訳については、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成２８年法律第１１１号）第１０条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和３４年法律第１６０号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。なお、提出の際には、工事費内訳書の表紙に入札参加者名を記載すること。 2）落札者は、契約書提出時までに法定福利費の総額及び細目別内訳まで記載した請負代金内訳書を電子データにて提出すること。（入札の際、既に提出してある場合を除く。）
９	労務費ダンピング調査	落札候補者が提出した入札金額内訳書により調査するため、必要に応じて理由書の提出に協力すること。
１０	収納書の提出	1)建設業退職金共済組合制度に加入し、工事請負代金額１，０００万円以上の工事については、契約後「１ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、４０日以内）」に収納書を提出すること。 2)建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用及び建設業退職金共済制度加入労働者数報告書の活用等によって技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示しなければならない。 ただし、労働者が退職金制度が完備された会社組織に属している場合や、その他合理的な理由があれば、収納書未提出理由書を提出し、受理された場合は、この限りでない。
１１	火災保険等	契約約款第５５条の火災保険等の付保について 1）保険の種類は、「建設工事保険」とする。ただし、建設工事保険に加入できない場合に限り「組立保険」で対応すること。 2）工事現場に受注者が複数いる場合、各々保険に加入すること。ただし、工事現場を同一とする受注者のうち、一者を代表者として保険契約者となし、個々の請負工事を包括付保し、被保険者を個々の受注者としてもよい。 3）付保期間は、工事着工時から引渡し完了の日の翌日までとする。 （完成期日に「概ね３０日」を加算した日付を目安とする。）
１２	諸官庁への手続き	受注者が行い、費用は受注者負担とする。
１３	工事実績データ登録	受注者は、工事請負代金額５００万円以上の工事について、受注時は契約後１０日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から１０日以内に（工事請負代金のみの場合は原則変更登録不要）、完了時は完成検査合格後１０日以内に「(一財)日本建設情報総合センター　工事実績情報システム（CORINS）」に、建設実績情報をオンライン登録しなければならない。（建設工事必携Ⅰ（契約・仕様書編）群馬県土木工事標準仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS)への登録参照）
１４	下請契約等	1）下請契約は、文書で締結するものとし、「建設工事標準下請契約約款」又はこれに準拠するものを原則とし、これにより難い特別な事情がある場合においても、少なくとも次の事項を明記した文書で契約を締結すること。 (ｲ) 工事名　(ﾛ) 工事場所　(ﾊ) 工期　(ﾆ) 請負代金

(ホ) 請負代金の支払時期及び方法（前払金、部分払及び完成払における現金、手形の割合、手形のサイト等）

2) 工事の受注者は、現場における工事着手までに、「施工状況報告書」（群馬県建設工事適正化指導要綱（以下、「要綱」という。）様式第１号）により下請契約について報告すること。

3) 工事の受注者は、その工事の一部について下請契約を締結したときは、監督員の指示する時期に、「施工体系図（要綱様式第４号）の写し」、「施工体制台帳(要綱様式第３号)の写し」により下請契約について報告すること。

4) その他要綱で規定する下請契約を確認するためものについて、監督員の指示する時期に報告すること。

１５　工　事　範　囲　設計図書に記載されているすべての工事とし、構造上、意匠上特に必要と認められる場合は監督員の指示により施工すること。
なお、軽微な変更については、受注者負担とする。

１６　設　計　照　査　受注者は、契約締結後、直ちに契約約款第１８条に基づく設計照査を行い、その結果を監督員に報告すること。図面及び工事費内訳書に記載が無くとも、必要な機能を有するために行うべき工事があれば積極的に提案すること。

１７　工事対象物の管理　工事完成検査より、引渡しまでの管理は受注者が行うこと。

１８　工　事　看　板　公衆の見やすい場所に別紙様式による工事看板を設置すること。

１９　残土･産業廃棄物関係　1) 本工事は、可能な範囲で積極的に再生資源の利用及び再資源化施設の活用を図ることとする。

2) 解体等の方法は「建築物解体工事共通仕様書（国交省大臣官房官庁営繕部監修）」による。

3) 受注者は、建設副産物の扱いの有無にかかわらず、請負金額１００万円以上の工事の実施に当たって建設副産物に係る「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」のデータ登録を行うものとする。なお、これにより難い場合には、監督員と協議しなければならない。

4) 受注者は、18-3)により登録した再生資源利用計画書の現場掲示用様式について、公衆の閲覧に供するため、工事現場の見やすいところに掲示すること。

5) 本工事は、建設発生土の敷地内利用を予定している。なお、建設発生土の当該工事現場外への搬出が必要になった時は契約約款第１８条に基づき監督員に通知し、その確認を請求すること。

~~２０　県　内　産　資　材　1) 群馬県内産材が特記仕様書に明記されている資材については優先して使用する。~~

~~2) 明記されている資材に関し、県外産を使用する場合には、その理由を付した材料使用承認願いを事前に監督員に提出し、監督員の承諾を得ること。~~

~~２１　技　能　士　受注者は、特記仕様書に適用の指定がない職種及び作業の種別において、施工品質の確保を図るため、１級技能士又は単一等級の資格を有する者の活用に努めるものとする。~~

~~２２　室内化学物質濃度測定　1) 設計図書に記載されているほか、原則として、室内化学物質（VOC）濃度の測定結果が基準値以下であることを確認後に引き渡しを行う。~~

~~2) 原則として、測定室数は４室以上とし、測定室の位置等は監督員と協議し決定する。~~

~~3) 基準値、測定方法は下表のとおり。~~

	県営住宅	学校	その他	室内濃度指針値
ホルムアルデヒド	○	○	○	１００μｇ／m3（0.08ppm）
トルエン	○	○	○	２６０μｇ／m3（0.07ppm）
キシレン	○	○	○	２００μｇ／m3（0.05ppm）
エチルベンゼン	○	○	○	３７０μｇ／m3（0.085ppm）
スチレン	○	○	○	２２０μｇ／m3（0.05ppm）
パラジクロロベンゼン		※	※	２４０μｇ／m3（0.04ppm）
吸引方式	○	○	○	測定方法
拡散方式	―	―	―	測定方法
バッジ方式	○	○	○	測定方法

~~２３　中　間　検　査　1) 本工事は中間施工検査の対象工事とする。ただし、配置技術者が当該年度を含み前年度、前々年度、知事・部長表彰を受けた技術者となる場合は、対象としないことができる。~~

2) 中間施工検査の実施は、「群馬県建設工事中間検査実施要領」に基づき当該工事の主要工程を考慮し検査員が検査日時を選定する。

3) 中間施工検査は、施工状況の確認を行うが給付の対象としない。

4) 当該工事の受注者は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(ｲ) 原則として契約関係書類、設計図書、施工計画書及び中間検査時点までの工事管理記録等を準備すること。

(ﾛ) 受注者は検査前に群馬県建設工事完成検査実施要領第４条（２）の検査に必要な機器等を準備すること。

5) 受注者は、中間施工検査に立会わなければならない。

２４ 電子納品　本工事は電子納品対象工事である。電子納品については別添特記仕様書による。

２５ 製本設計図面縮小版の作成・提出　設計図縮小版（Ａ３版）を２つ折に製本したものを１部作成・提出すること。提出時期は監督員の指示による。

２６ 完成図等の作成・提出　1) 下表及び「特記仕様書」によるほか、監督員の指示による。

2) 提出期限は、原則として引渡し日までとする。

提出図面	部数	内容	注意事項
◆製本完成図面縮小版 Ａ３版の完成図面縮小版を、２つ折に製本したもの （印画紙白焼き）	2部	完成図面 （完成図） （施工図）	1)完成図面は、原則として[建築工事]・[電気設備工事]・[機械設備工事]の順で一冊に製本する。 図面の名称は監督員の指示による。 2)縮小版は必ず図面上でスケールアップできる縮尺とする 3)表紙は厚紙にしない 4)表紙（黒）に施工業者名（金文字）を記入する 5)背表紙（黒）に工事名称（金文字）を記入する
◆ＣＤ－Ｒ （DVD-R 含む。以下同じ）	2部	CAD データ （完成図） （施工図）	1)群馬県電子納品ガイドラインによる。 2)電子納品対象外工事の場合は別途指示する。
◆ＣＤ－Ｒ（竣工写真） 完成時の写真データ	2部	外観４面 内観各室	1)外観は建築物全体が入るように撮影する。 2)内観は部屋全体が入るように撮影する。

２７ その他提出書類　「特記仕様書」によるほか監督員の指示による。

２８ 仮設材　足場を設ける場合は、「「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」（厚生労働省　基発第 0424001 号平成 21 年 4 月 24 日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の２の(1)手すり据置き方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。

２９ 解体等作業　建築物、工作物等の解体、破砕等を行う場合は、石綿予防規則第３条の規定による、当該建築物等における石綿等の使用の有無に関する調査、及び大気汚染防止法第 18 条の 15 の規定による、当該建築物等における特定工事の有無に関する調査を行い、必要な調査結果の報告、説明、周知等の手続き行った上で作業を行うこと。

３０ 提出書類の簡素化　本工事は「『工事書類簡素化要領』建築（営繕）工事編」（平成 27 年 4 月　群馬県県土整備部建築課）を適用するものとする。

３１ 週休２日促進工事　1) 本工事は、受注者が工事着手前に「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」の取組を希望する場合に実施する「週休２日促進工事（受注者希望型）」である。

「完全週休２日（土日）」又「月単位の週休２日」の取組について、希望の有無を工事着手前に監督員に工事打合書等で報告するものとする。なお、「完全週休２日（土日）」及び「月単位の週休２日」の取組を希望しない受注者は、３項及び４項に規定

~~する義務を負わない。~~

~~≪現場閉所の場合≫~~

~~分離発注工事で「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」（現場閉所）に取り組むには、分離発注工事である○○工事、○○工事の全ての受注者が「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」（現場閉所）に取り組むことについて、合意することが必要である。~~

~~分離発注工事の全ての受注者が「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」（現場閉所）に取り組むことの合意の成否について、各受注者は工事着手前に監督員に工事打合せ書等で報告するものとする。~~

~~なお、「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」（現場閉所）に取り組むことについて合意しなかった場合、各受注者は３項及び４項に規定する義務を負わない。~~

~~2) 週休２日の考え方は以下のとおりである。~~

~~(1) 「完全週休２日（土日）」とは、対象期間の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの７日間とする。以下同じ。）において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに２日以上の現場閉所を行っている状態をいう。ただし、対象期間において日数が７日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行うこととする。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。~~

~~(2) 「月単位の週休２日」とは、対象期間の全ての月ごとに、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が 28.5%（８日/28 日）以上となるよう現場閉所を行う。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。~~

~~(3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。~~

~~(4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場が閉所された状態をいう。~~

~~(5) 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業が無い状態をいう。~~

~~3) 受注者は、工事着手前に、「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」の取得計画が確認できる「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休２日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である○○工事、○○工事の全ての受注者と協力し、工事の進捗状況に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。~~

~~工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整た「実施工程表」等を提出するものとする。~~

~~4) 監督員が現場閉所（現場休息）の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し、監督員に提出するものとする。~~

~~5) 監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。~~

~~6) 施設管理者の承諾を前提に週休２日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。~~

３２　小黒板情報電子化　工事写真の撮影時に電子小黒板を利用する場合は平成 29 年５月１日適用技術基準（電子小黒板を利用した写真撮影の運用開始について）による。

３３　関　連　工　事　※本工事の関連工事はない。

~~３４　遠　隔　臨　場　本工事の施工にあたっては、受発注者間で協議の上、「群馬県建築工事の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領」（以下、「要領」という。）に基づき、遠隔臨場を実施するものとする。~~

~~1) 遠隔臨場の実施~~

~~遠隔臨場は、受注者における監督員の立会い等に伴う手待ち時間の削減や工事書類の簡素化、及び監督員における臨場の削減による効率的な時間の活用等を目指し、要領の規定に基づき、監督員の立会い等を行うものである。~~

~~2) 実施内容~~

~~(ｱ) 監督員の立会い等の実施~~

~~受注者は、使用する資機材等により、監督員の立会い等を実施する。実施内容については、受発注者間で協議するものとする。~~

~~(ｲ) 機器の手配~~

~~受注者は、使用する資機材等について、受発注者間で協議の上、手配するものとする。~~

~~(ｳ) 費用~~

~~遠隔臨場の実施のために使用する機材等や通信に要する費用については、受発注者間で協議の上、必要に応じて、設計変更にて対応するものとする。~~

~~３５　災害発生時の連絡体制　工事期間中に災害（地震、台風等）が発生した場合は、現場の被害状況を確認し以下のフォーム（又はQRコード）により発注者あて報告する。その他については監督員の指示による。~~

~~フォームURL　：　https://forms.cloud.microsoft/r/j9EFLNtxwe~~

~~フォームQRコード：~~

３６　そ　の　他　1）受注者は契約後、現地を十分に事前調査・確認のうえ施工すること。

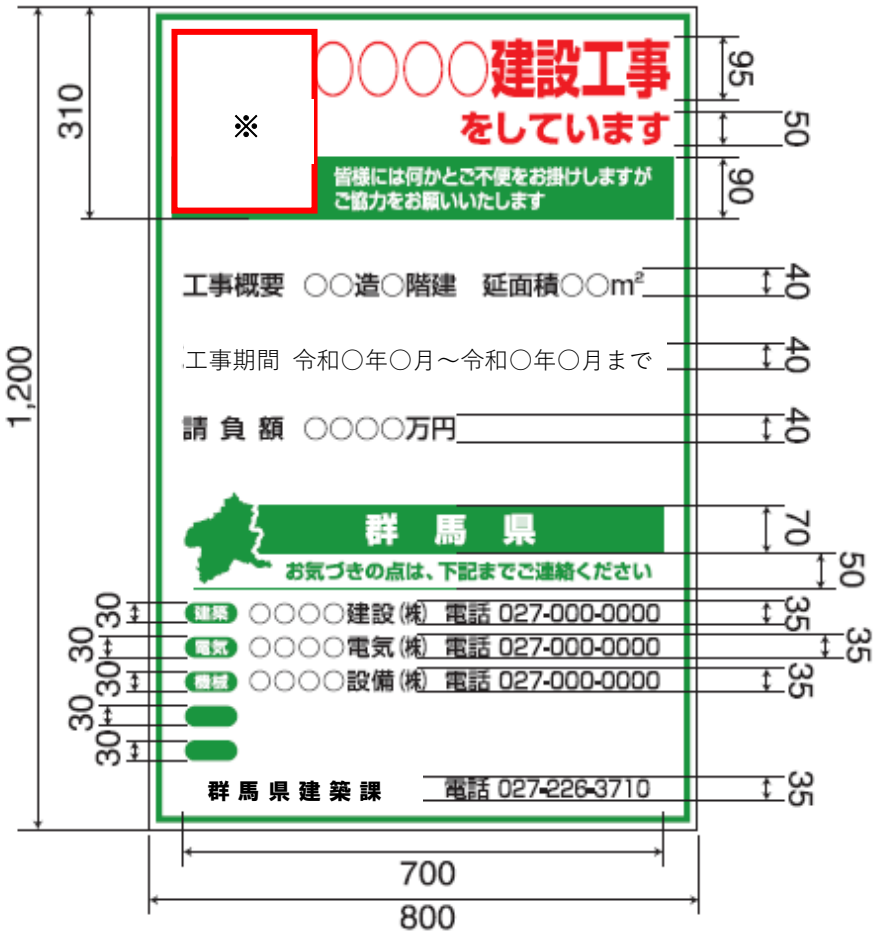
~~2) 本工事において見積書を徴収した内容については、別紙「（参考）見積業者一覧」のとおりである。~~

~~3)本工事は、実施設計時にBIMデータを作成しているため、契約後に受発注者間で施工段階におけるBIMの活用について協議を行う。なお、BIMの活用に際して発注者が求める要件は、別添のとおりである。~~

4）本工事は、「群馬県建築工事共通費積算基準（令和７年７月１日版）」、「群馬県建築工事積算要領（令和８年２月１日版）」により共通費を積算している。
掲載ページのURL（https://www.pref.gunma.jp/page/11801.html）

（別紙工事看板様式）

H1,200×W800【標準】



※枠内についてはぐんまちゃんのイラストを入れること。

なお、使用するぐんまちゃんのイラストについては監督員と協議の上、決定すること。